

Title	経済学上より観たる済生会
Sub Title	
Author	星野, 勉三
Publisher	三田学会
Publication year	1911
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.5, No.4 (1911. 10) ,p.471(123)- 482(134)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19111020-0123">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19111020-0123</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 經濟學上より觀たる濟生會

星野勉三

今年二月十一日の紀元節に當たり

天皇陛下には無告の窮民あらん事を軫念せられ、之れに醫藥を給し賜はんとして、御内帑の内より金百五十萬圓を施藥救療の資として下し賜はりたるに付ては、我々臣民は其聖恩の優渥なるに感泣せざるを得ざる次第にして、此資金を基礎として濟生會なるもの起り、以て聖旨の貫徹に務むると共に將來財貨分配制度の不公平より生ずる危険思想を起らざらしめんとせるは誠に結構なれども、余輩は之を唯だ一の慈善行爲として觀過するを欲せず、何故に此の如き事實が特に今日に於て生ぜしや、又此の如き制度を以てして尙よく將來益々盛んならんとする貧窮を救濟し得るや、若し能はずとすれば經濟政策の當局者は之に對して如何なる態度に出づ可きものなるやを考究せんと欲す。

余輩の先づ知らんと欲する所は、何故に濟生會に依りて施藥救療を受く可き無告の窮民なる者が特に現代に於て存在して其以前に存在せざりしやの問題なり、之れ以前に於ては今日の所謂無告の窮民よりも尙ほ貧しき生活を行へ且つ彼等の如き不完全なる救療をさへ受け能はざりし者多々ありしも、當時に於ける生活程度の相違、人道に關する觀念の相違等よりして敢て窮民視せざりしが、今日に至りては種々の原因によりて特に世人の注意を惹くに至りしなり。

夫れ窮民の生ずる原因は簡單に云へば収入に比して支出の多きに歸すと雖も、扱て此の如き事實は特に現代に至りて生ぜるやと云ふに、先づ収入の點より見れば之を得る資料たる可き勤勉の度は往時に比して減せしやを見んか、元來怠惰性なるものは人間固有の性質にして、喜んで勞働する者の如きは先づ例外と見て可なる可し、而して此の如き性質は特に未開人の間に甚だしく、彼等は幸にして収入の増加する事あるも之を以て怠惰を行ふの資となすに過ぎざれども、茲に教育發達して勞働の神聖なる事を教へ、勞働せざる者は無用の長物なる事を説き、又欲望は

増加して之を満足せしめんとせば勞働するの已むを得ざるに至るや、怠惰の氣風は當然減少せざるを得ず、加之ならず發見發明の結果は生産方法の改良となりて勞力の効果を増加せしかば収入は當然増加するに至れり。

然るに是れに對する消費の方面は如何と云ふに、之れは増加の一方にして、往古の農民は芋稗等の常食を以て満足せしに、現今に於ては此の如き者なく、如何なる下層の勞働者と雖も魚類を口にせざる者なきに至り、尙衣類の如きもシャーツは往古王侯の贈物として用へられたりと稱するも、現今は如何なる貧民と雖も、之れを着用せざる者なく、且つ飲むには水道の淨水あり、歩むには清潔なる大道あり、尙夜は之に瓦斯燈を點じて聊かも不便を感せしめず、又歩行を欲せざれば一日の賃銀の約二十分の一を投ずれば電車を利用する事を得可し、此の如く生活程度の上進すると共に其支出も益増加し、且つ勞働者の如きは資力なきが爲めに其日々の消費する分丈けを買へ入るゝが爲め勢へ小なる小賣商人の手を経て高く買入れざる可からず、又粗製品を買ひ來たりて自から加工すれば安く消費し得る事を知るに當りても、其加工の道具なきが爲めに高價を拂へて精製品を買入れざる可から

す、又近世經濟發達の特色とする信用の如きも、労働者に對しては必ずしも有用とのみ云ふ可からず、卽ち之を利用すれば容易に買入れ得るが爲めに其到底支拂へ得ざる程多量に買入るゝ事多く、又之れが爲めに飲酒の癖を得、夏期支出の少なき際にも敢て冬期の用意をなさず、又壯年にして健全なる際に老後の貯蓄をなさざるが如き弊をも生ず可し、而して此の如く支出の増加する事あるも、前に述べたるが如く下層社會の収入は益々増加するが故に、通常大なる失體を演ずる事なくして、經過す可きも、彼等は貯蓄を有せざるが故に、一朝収入の減少する事あらんか、此増加せる欲望は尙從來の如く満足せざる可からず、以て忽ちにして大打撃を蒙むるなり。

此収入の減少を生ずる大原因は恐慌の發生なり、之れ近世國民經濟の特色にして如何に賢明なる政策を行ふとも到底全然避け得可きものにあらず、卽ち往古得意の注文を待ちて初めて生産し、其産物は盡く之を其注文主に賣渡して殘品なきが如き幼稚なりし時代を經過し、生産技術の進歩を利用し且つ分業を行へて大規模の生産を行へ、尙交通の發達を利用して廣く之を賣捌かんとし、注文を待たず其

需要を豫想して投機的に生産するが故に、時として生産が其需要を超過する事あらんか、茲に恐慌を生ずるは又已むを得ざるなり、又社會主義者をして云はしむれば、財の分配不公平にして労働者は只生活に必要な丈けを得るに過ぎざるに、雇主は盡く其餘りを自己の所得となすが故に、人口の大多數を占むる労働者は多く購買するの資力なく、又其資力ある雇主なる者は頗る少數なるが故に、茲に需要は到底供給と併行する事能はずして遂に恐慌を生ずと説明せり、夫は兎も角として一朝恐慌の生ずる事あらんか、起業家は生産の規模を縮少して此減少せる需要に適應せんと試み、以て労働者を解雇するが故に、彼等は失職して衣食に窮するに至る可し、而して恐慌回復して物價は多少騰貴の傾向を呈するも、起業家は警戒して賃銀を引上げざるが故に、假令前に述べたるが如く収入は増加するとも其恐慌ありたるが爲めに多くの窮民を生じ、他人の補助を必要とするは又已むを得ざる次第なり。

特に人間は野蠻の状態にあれば其神經の痴鈍なるが爲めに些細の疾病も之れを感ぜざれども、生活程度の上進と共に往古は病人と見做されざりし者も病氣と稱

しるが故に、富の増加人文の發達と共に窮民は益々増加するの奇觀を呈するなり。

三

以上述べたるが如く經濟發達の結果として病者の數は益々増加するものなりとせば、社會は之を救はざる可からざる理ありやと云ふに、其論據は只此の如き病者が存在して公衆の目に觸るゝは善良の風俗に害ありと云ふに過ぎずして、他に之を求む可からず、而して彼等は此點以外に何等の害もなき者にして病者たる以上は假令生活の資料なしとも之れが爲めに盜を行ふ事能はざる可し、尤も彼等は假令盜を行ふとも多少之を免さざる可からず、即ち社會主義者等の主張するが如く人間は世界に生み落されたる以上は生存の權利を有するものにして、其生活の必需品なく爲めに死せんとするに際しては、社會は之を救濟せざる可からずとの説の當否は扱て擱きて、無告の窮民が盜をなすが如きは、死せんか盜まんかと云ふ際に、其死を免れんとして盜を行ふものなれば、正當防衛類似の行爲と見做す事を得可し、尤も此の如きは罪なき第三者を害するが故に余輩は敢て之を辯護するにはあらざるなり、扱て病者は以上の如く竊盜をも行へ能はざる者なりとせば公

の秩序を維持せんが爲めに之を救濟するは實に無用の業にして、又彼等は其困窮は餘り危險思想を懷くに至る可しとも信ずる事能はず、何となれば此の如き人民の其體質上社會の安寧を妨害する程の氣力なければなり、されば彼等の窮狀は他人をして危險思想を懷かしむるの動機となる事ある可しと雖も、公の補助を受くるにあらずんば生活し能はざる程の病人自身が此の如き思想を懷くが如きは假令之ありとするも頗る僅少なる事なる可し、左れば彼等を救濟するの理由は博愛主義者の云ふが如く大ならずと雖も、兎も角も善良の風俗を維持するの必要上之ありと云はざる可からず。

然らば資本家雇主の如き人は當然之を救濟す可き義務ありやと云ふに、若し社會主義の主張を眞理なりとして、資本的經濟時代に於ける財貨分配の制度は不公平にして、勞働者は其衣食の資を得んが爲めに其賃銀は如何に低廉なりとも勞働を賣らざる可からざるが故に、所謂賃銀の鐵則に制せられて其賃銀は生活の必需品を購買し得る高を超過し得ざるに、之れに反して起業者なる者は其剩餘を皆自己の所得となして不當の富を得るものなりとの説をして眞理ならしむれば、起業者

卽ち俗に云ふ富豪なる者は確かに窮民を救濟す可き義務ありと雖も此の如きは只社會主義のみの主張にして、起業者は其精神的の大勞働を行へ、生産の成功するや否やは一に彼の計畫の如何に存するものなれば、彼が生産額の大部分を其取得となしたりとて必ずしも之れを以て不當とは稱す可からず、故に富豪なる者が當然窮民救濟の義務ありとは信する能はざるなり、されば濟生會が窮民を救助するが如きは、之れ只善良の風俗を維持せんとして富豪の慈善行爲に待つ可きものにして、此の如き救助は世人の當然の義務なるかの如く吹張す可きものにあらざるなり

## 四

病者救濟の歴史を見るに、其極めて未開の時代に於ては之を殺して食し、或は遺棄して顧みざる事ありしならんも、大家族制の發達するに及びては其各員協力して之を救濟したり、然るに漸次此大家族制は破れて小家族制發生するに及びては、到底遺憾なく此の如き救濟を行ふ事能はず、又之を行はんとせば時として一人を救ふが爲めに一族皆困窮に陥る事ある可きに依り、救貧は社會の事業となれり而

して我國の狀態の如きは實に之れに相當するものと云ふ可きなり。

我國の社會及び經濟の發達の程度に於ては、慈善團體が救貧事業を行ふは頗る可なりと雖も、其救濟は細密なる注意を要し濫りに之れに金錢又は物品を與ふるは不可なり、之れ理由なくして財物を與ふるが如きは獨立人に對する蔑辱にして、且つ屢々之れを行はゞ却て被救者を墮落せしむるに至る可し、又愈之れを施すとすれば二種の方法あり一は窮民が家族又は親戚を有すれども之等に資力なき場合にして、此の如き際には成る可く金錢を與へず衣類食料燃料藥品等の實物を給し、其高の如きは必要とす程度を越ゆ可からず、而して特に監督者を派して窮民が果たして此等の物品を消費しつゝあるやを監視せしむ可し、又第二の方法は之を引取る可き家族又は親戚なき場合にして、此の如き際には之を養育院又は施療病院に收容す可きものなりと雖も、其手當は餘りに好良なる可からず、社會の救濟を受くる病人が設備の遺憾なく整頓せる病院に入り、勞働して生活する者の到底能はざる生活を行ふが如きは背理の甚だしきものなれば、衛生上の注意は可なりとするも、之を極端に行はざるに務む可きなり。

扱て病者は同情を惹く事最も多きが故に又早く救濟の恩典に接したれども、救濟に値する者は強ち病者のみにあらず、啞者聾者孤兒私生兒の如きも亦然り、又健全なる者と雖も勞働せんと欲して其機會なき所謂失職者の如きも己れに罪なくして衣食し能はざる事恰も前述の不具者と異なる所なきが故に、之も亦同時に救濟せざる可からず、而して此の如き失職者は資本的生產法の發達と共に益々増加し、往時の經濟制度に於ては家長又は雇主なる親方が其救助の責に任じたりと雖も、現今雇主と勞働者との關係が益々權義的となり、雇主は其救濟を欲せざるに當たりては、何者か之れに代はりて救濟を行はざる可からざるなり、窮民救助の方法は賃銀の増加なるかの如く見ゆ、卽ち賃銀高ければ貯蓄の餘裕あるが故に病氣又は失職等の際に他人の救助を受けずして安全に生存し得可しと考ふる者あらんも、勞働者に對して一般に此の如き事を請求するは頗る困難なる事にして、平時に消費を節減して貯蓄せしむるが如きは殆んど不可能なりと云はざる可からず、然らば彼等をして保險を附せしむ可きやと云ふに、此の如くせば彼等は支出の一部分を割きて保險料を支拂へ、貯蓄類似の行爲をなさざる可からざるが故に、之も前に

述べたる貯蓄と同じく廣く行はるゝ如き性質のものにあらず、さればとて慈善行爲に依頼したるのみにては到底充分に救濟を行ふ事能はず、且つ窮民が救濟を欲するも之を權利として請求する事能はざるが故に其救濟は甚だ遺憾多かる可し、故に其救助を當然の權利として請求し得るには保險に依るの外なし、然れ共任意に之れに加入す可しと云ふのみにては前に述べたるが如く到底満足なる結果を得る事能はざるが故に、強制的に之れに加入せしむ可し、尤も此の如きは個人の自由を束縛するものなりとの非難もあれども人民の福利を増進するが爲めなれば多少の犠牲は之を忍ばざる可からず、而して此強制保險は只に病者のみならず、遂には失職者等にも之を及ぼさざる可からず、之れ健全にして衣食に窮する者の如きは最も危険思想を懷き易き分子なるが故に、之を豫防せんとせば又彼等にも失職保險を強制せざる可からず、此の如くせば勞働者は病者なると失職者たるに論なく皆自己の獨立を毀傷せずして不幸を防止する事を得可きなり。

之を要するに我國に於て近來救貧の聲高きは其近因は扱て攔ぎ、之れが大原因は生活程度上進して到底往時の衣食住を以て満足し能はざる時に當たり、資本的

經濟行はれて雇主は労働者の不要な時は遠慮なく之れを解雇し、且つ雇主と雇人との關係は全然權義的となりて何人も其義務以外の救濟を行はざるが爲めに、特に富豪の慈善行爲を必要としたる譯なれども、此の如きは我國の現狀に於ては或は充分ならんも、將來資本的經濟の發達と共に右の窮狀は益々甚だしかる可きが故に、此の如き任意的の慈善行爲は到底不十分なる事を證明するや必然なり故に、近き將來に於て之れに代ゆるに強制的労働保險を以てし、労働者の獨立を維持すると共に、權利として救濟を請求せしむるの方法を講ず可きものなり。

## 『労働』の新定義

高城 仙次郎

### 一 緒論

經濟學者の用ふる『労働』の定義には推理上不都合なるもの多し。例へばジェボンス氏の有名なる『労働』の定義に曰く

Labour is any painful exertion of mind or body undergone partly or wholly with a view to future good. (Theory of Political Economy, Chap. V.)

此定義は仔細に之を解剖するに没理的の分子を含めるを見る。氏は『労働』を以て『未來の利益の爲になす心的若しくは身的の苦痛なる役勞』<sup>エキサシヨン</sup>となせど、總べて人の労働は皆、心的なると同時に身的也。(註一)言ふ迄もなく、或種の労働は他の労働よりも心的にして大脳の疲勞を醸すこと多し。例へば新聞紙の編輯員は新聞紙の配達夫よりも多大に大脳を勞さざるを得ざる也。然れども如何なる器官の動作にして、筋肉の反動を惹起せざるもの一もなきと同時に任意の筋肉の動作にし